

吹田市公告第 2 9 8 号

吹田市立図書館総合システム構築及び運用保守業務に係る一般競争入札を下記のとおり実施しますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき公告します。

令和 7 年 5 月 14 日

吹田市長 後藤 圭二

記

制限付一般競争入札実施要領

1 業務名

吹田市立図書館総合システム構築及び運用保守業務

2 業務概要

吹田市立図書館総合システム構築及び運用保守に係る業務
（詳細は別紙仕様書のとおり）

3 契約期間

契約締結日から令和 12 年 12 月 31 日まで（債務負担行為に基づく契約）

4 入札参加資格

以下に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 本市の入札参加有資格者名簿（物品等各種契約）の登載事業者であり、参加希望種目において「情報処理」かつ取扱品目において「システム開発・運用」を登録している者であること。
- (3) 公告日から入札日までの期間において、吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置、又は吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。また、同要領別表に掲げる措置要件にも該当しない者であること。
- (4) 人口 20 万人以上の地方公共団体が発注する業務において、本業務を履行可能とみなされる公共図書館向けの窓口及び蔵書管理等のシステムの開発業務に係る実績が、令和 2 年度から令和 6 年度までの期間にあること。（履行終了日が上記基準日を超え

るものを含む。)

- (5) IS027001 及びプライバシーマーク認証を取得していること。
- (6) 会社更生法又は民事再生法に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けていること。

5 入札参加資格の確認

本入札の参加希望者は、次の(1)に示す書類を提出し、入札参加資格を有することについて本市の確認を受けなければならない。

(1) 申請書類

- ア 制限付一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）
- イ 会社概要書（様式2）
- ウ 受託業務実績調書（様式3）
- エ 入札参加資格確認申込に係る委任状（リース事業者向け）（様式4）
ライセンス利用料等においてリース契約が必要となる場合に提出すること。
- オ IS027001 及びプライバシーマーク認証の取得を示す書類の写し
- カ 図書館業務に係るシステム操作画面のコピー（様式は任意。）
上記の操作画面のコピーは「貸出」「返却」「予約」「蔵書検索」及び「帳票」メニューのトップ画面の5種類とする。

(2) 申請書類の提出

ア 提出期間

令和7年5月14日（水）から令和7年6月3日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前10時から午後6時まで

ただし、令和7年5月29日（木）は施設の休館日にあたるため、書類の提出の際は、事前に電話で提出先に連絡をすること。

イ 提出先

〒564-0072 吹田市出口町18番9号
吹田市立中央図書館 3階事務室

ウ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期間内に必着のこと。）

エ 申請書類の取得方法

吹田市のホームページ（産業・まちづくり・環境＞入札・事業者募集・契約＞業務委託・物品購入入札情報＞令和7年度（2025年度）一般競争入札（業務委託）一覧＞吹田市立図書館総合システム構築及び運用保守業務に係る制限付一般競争入札について）からダウンロードすること。

オ その他

- (ア) 申請書類の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。
- (イ) 提出された申請書類は、返却しない。

(ウ) 期限までに申請書類を提出しない者又は本市が入札参加資格がないと認めた者は、本入札に参加することができない。

(エ) 提出された申請書類は、申請者に無断で入札参加資格の確認以外に使用しない。

(オ) 申請書類に虚偽の記載をした場合には、指名停止の措置を受けることがある。

(3) 入札参加資格の確認結果通知

入札参加資格の確認については、申請書類の提出期限をもって行うものとし、その結果は令和7年6月6日（金）までに、申請者に電子メールにより通知する。なお、入札参加資格がないと認めた者には、その理由を付して通知する。

6 質疑及び回答

(1) 質疑の受付期間

令和7年5月14日（水）から令和7年5月21日（水）午後5時まで

(2) 質疑の提出方法

質疑書を電子メールで提出すること。その他の方法による質疑は受け付けない。送信メールの件名は、【質疑】事業者名+送信年月日】とすること。問合せ先に記載のメールアドレスに送信すること。

(3) 回答方法

令和7年5月28日（水）午後5時までに、吹田市のホームページに回答を掲載する（上記5(2)エに掲載予定）。なお、質疑がなかった場合は掲載しない。

7 入札説明会

入札説明会は実施しない。仕様書等書類一式については、吹田市のホームページからダウンロードすること（上記5(2)エを参照のこと）。

8 入札の日時及び場所

(1) 入札日時

令和7年6月12日（木）午後2時

(2) 入札場所

吹田市出口町18番9号

吹田市立中央図書館 4階集会室

9 入札方法

(1) 郵送、宅配、電送又は電報による入札は認めない。

(2) 入札にあたっては、入札書及び内訳書を提出すること。

(3) 入札の開札を行った結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、入札回数は2回までとする。

(4) 再度入札を行った場合において、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、最

低価格をもって入札した者と、随意契約を締結するための交渉を行うものとする。

10 入札の辞退

入札を辞退する場合は、上記入札日時までに入札辞退届を提出すること。

11 入札金額

- (1) 入札書の記載金額については、本市が仕様書で提示した要件に基づき、契約期間に係る費用の総合計（システム構築及び運用保守に係る業務委託料の総合計）を算出すること。
- (2) 入札書の記載金額には、内訳書の合計金額と一致した金額を記載すること。
- (3) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下「契約希望金額」という。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

12 入札の保証

吹田市財務規則第 98 条の規定に基づき、免除とする。ただし、落札者が本契約を締結しない場合は、違約金として落札金額の 100 分の 3 に相当する金額を納付しなければならない。

13 入札の無効

次の(1)から(5)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 本要領に示した参加資格のない者又は虚偽の申請を行った者がした入札
- (2) 入札心得書に示した条件など、入札に関する諸条件に違反した入札
- (3) 参加資格確認申請に必要な証拠書類を提出しない者がした入札
- (4) 事前審査により入札参加資格を確認された者であっても、その後、落札決定の日までの期間において、吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けた者又は吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外の措置を受けた者、また同要領別表に掲げる措置要件に該当する者がした入札
- (5) 入札時点において、参加資格を欠いた者がした入札

14 落札者の決定

- (1) 有効な入札を行った者のうち、入札価格が予定価格の制限の範囲内で最低価格の者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上ある場合は、入札参加者を立ち

合わせて直ちに当該入札をした者に「くじ」を引かせて落札者を決定する。ただし、当該入札者は「くじ」を辞退することはできない。

- (3) 落札者については、当該入札書及び内訳書に記載される入札金額に対応した内訳明細書の提出を求める。なお、内訳明細書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

15 落札決定の取消し

市は、落札者の決定日から契約の確定日までの間に落札者が次の(1)から(4)までのいずれかに該当したときは、当該入札の落札決定を取り消すことができる。なお、落札決定を取り消したことについて、市は一切の責めを負わない。

- (1) 吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けたとき
(2) 吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けたとき又は同要領別表に掲げる措置要件に該当したとき
(3) 入札心得書第 10 条第 12 号に該当する行為があったと認められるとき
(4) 正当な理由がなく、入札心得書第 13 条に定める期間内に契約を締結しないとき

16 誓約書の提出

- (1) 落札者は吹田市暴力団の排除等に関する条例第 8 条第 2 項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でない旨の誓約書を、契約日までに提出すること。
(2) 落札者は、秘密の保持等の適正な取扱いに関する誓約書及び個人情報取扱いに係る責任体制等の届出書等を、個人情報を扱う業務の着手日までに提出すること。

17 契約の保証

落札者は、次の(1)から(4)までに掲げるいずれかの方法により、契約金額の 100 分の 10 以上の契約の保証を付さなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
(3) 当契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関の保証書の提供
(4) 当契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る保険証券の提出

18 契約の締結

契約の締結に当たっては、契約書の作成を要する。

19 契約予定日

令和 7 年 6 月下旬

20 業務委託料の支払条件（予定）

本市は、システム構築業務分について、業務完了後、受託者に当該業務に係る業務委託料を一括して支払う。業務着手前の前払い及び業務着手後の中間前払い等を行わない。また、本市は、システム運用保守業務分について、月々の業務完了後、一定期間ずつ受託者に業務委託料を支払う（月払い、四半期払い等）。なお、詳細は本市との契約締結時までに決定するものとする。

21 その他

- (1) 入札参加者は、この公告のほか、吹田市財務規則、入札心得書及び仕様書等の内容を承認の上、入札を行うこと。
- (2) 入札参加者が2者に満たない場合であっても、有効な入札として執行するものとする。
- (3) 天災地変その他やむを得ない事由が生じた場合は、入札を延期又は中止することがある。
- (4) 上記5(1)エのリース事業者については、上記4(1)、(3)及び(6)、並びに本市の入札参加有資格者名簿（物品等各種契約）に登載されている事業者であることを条件とする。

22 問合せ先

吹田市教育委員会事務局 地域教育部 中央図書館 担当：大嶋・栗生

〒564-0072 吹田市出口町18番9号

電話 (06) 6387-0072

FAX (06) 6339-7144

メールアドレス toshokanri@city.suita.osaka.jp